

半田市特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 半田市の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的とする半田市特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び実施を図るため、半田市特定事業主行動計画策定・実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を行うものとする。

- （1）行動計画の策定及び実施
- （2）行動計画の公表及び周知
- （3）行動計画の実施状況の点検
- （4）その他行動計画に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部人事課長をもって充てる。

3 委員は、人事課、市民協働課、幼児保育課及び学校教育課の職員をもって充てる。

4 必要のある場合は、前項以外の者の参加を求めることができる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、企画部人事課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。